

令和元年10月12日 4時40分

資料配布 近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

台風19号に伴う国道42号の通行規制(第3報)  
～通行止めのお知らせ～

○台風19号による強風により、今後さらに激しい越波の発生が予想されることから、10月12日(土)4時40分から、国道42号の次の地区において、全面通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

■通行規制区間及び規制内容

国道42号

東牟婁郡伊串地区～姫地区(延長約1.5km)

全面通行止め

■現在の国道42号の規制状況

- ③東牟婁郡串本町伊串地区～姫地区 全面通行止め(今回)
- ②西牟婁郡すさみ町口和深地区 全面通行止め(第2報)
- ①東牟婁郡串本町古座 全面通行止め(第1報)

※現時点では、規制解除の見込みがたっておりません。

○今後の気象情報、道路情報にご注意ください。

<取扱い>

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ  
和歌山県政放送記者クラブ  
和歌山県地方新聞記者クラブ

新宮記者クラブ  
新宮中央記者クラブ  
田辺記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長           ワタナベ タイスケ  
                          渡邊 泰伴  
道路管理課長   オオニシ ヒロユキ  
                          大西 裕之  
TEL 0739-22-4564(代表)

# 国道42号 越波による通行規制

越波規制区間（通行止）  
＜串本町伊串～串本町姫＞

